

宿場町やかげの賑わい体験交流施設整備支援補助金審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿場町やかげの賑わい体験交流施設整備支援補助金交付要綱第10条第2項に基づき、補助対象事業の審査を適正かつ効率的に行うことを目的として、総務企画課内に設置する「宿場町やかげの賑わい体験交流施設整備支援補助金審査会」（以下「審査会」という。）に必要な事項を定める。

(審査会)

第2条 審査会は副町長、総務企画課長、産業観光課長、建設課長をもって組織する。

2 審査会には会長及び副会長を置く。

3 会長は、審査会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 審査会の会長は副町長をもって充て、副会長は総務企画課長をもって充てる。

6 審査会は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

7 審査会は委員の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員が代理人を任命した場合は、その代理人を委員とみなす。

8 会長が必要と認める場合には、第1項以外の者を委員とすることができる。

9 会長は会議の運営上必要があると認める場合には、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(審査方法)

第3条 審査会における審査は次の方法で行う。

(1) 委員は別紙の審査基準に基づき、採点を行う。

(2) 審査会は採点の集計結果を元に補助対象事業の優先順位付けを行い、補助金の交付対象を決定する。

(3) 委員の採点の平均が、15点未満である場合は原則として不採択とする。

(事務局)

第4条 審査会の事務は総務企画課で行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

審査基準

必要性

事業内容は、地域の課題解決に寄与するものであり、当事者の実施が地域に必要なものか。

公益性

事業内容は、対象者が限定されず、観光客や地域住民が参加することができるなど、不特定多数の者の利益増進に寄与するものか。

事業効果

事業内容は、本補助金の目的を達成することが期待できるものか。また、事業経費に見合った効果が期待できるか。

継続性

事業計画及び資金計画等は、10年以上の継続的な事業の実施が可能と見込まれるものか。

独自性・波及効果

事業内容は、新しいアイデアや地域特性に応じた独自の視点・工夫を盛り込んだものか。また先進事例として、他の地域にとって参考になるものか。

審査の点数（5項目×5点＝25点満点）

特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5点	4点	3点	2点	1点